

はじめに

昨年から一段と福祉人材の確保が難しくなっており、人材確保への取り組みを通年にわたって強化しなければならない。今年10月予定の消費増税に伴う処遇改善案は、国が柔軟な運用を認めるとしているものの、基本ラインは全国一律の枠がはめられており調整に苦慮すると予想される。しかし、これが実現されると福祉現場で働きたいと考える層も一定程度増加すると思われるが、これが引き金となりより一層福祉人材確保の競争が激化する可能性もある。限られた中での人材確保と育成・定着は法人としての最重要課題と言える。

次期報酬改定は2年後だが、国の報酬改定検討チームが常設となり報酬改定直後から動き始めている。とりわけ、入所支援における看護師配置2人以上から新たに3人以上の場合の上乗せや、重度対応型で議論しながらも最終的に日中サービス支援型となったGHについて、当初の要件どおり重度支援にシフトするよう改善要望をしていく必要がある。また共生型サービスでは通所の障害利用者を介護保険に切り替えた場合に大幅な減額となる事例があり(高齢事業所が障害者を受け入れる逆のパターンはプラスに)、都内は障害の待機者が多く共生型の実施例はないが、今後の方向性が危ぶまれ注目しておく必要がある。

また、東京都利用調整制度に関して、かつては「利用者と事業所の契約が原則であり廃止せざるを得ない」としたが、東京都身体障害者施設協議会は廃止すると最重度の利用者が排除されかねないと拒否した。しかし、今日重篤な待機者の推薦が常態化し、入所決定後も入院継続で入所困難や、介助者共有での職員選択希望、入所後直ぐに再入院し3か月経たずに死亡の例等があり、入院、死亡退園の増加が施設の運営、経営にも影響を与えており、都と対応策を相談する。しかし既に、利用者の重度・高齢・病弱化は、日常生活支援の隅々に影響を及ぼしており、これまで以上に試行錯誤を重ねながら、現状の利用者ニーズに対応した支援方法を探っていく。そうした中、このところ職員のみで頑張ってきた利用者の日中活動については、外部の有償・無償の支援をも活用しながら、充実させる方向に切り替える等発想の転換を図るべきである。それには、地域との関係づくりが益々重要となる。

さらに、延命を希望するか否かの事前確認は、利用者の意思決定、意思確認が難しい場合に、これまでの本人意向の家族代行から、国の指針は職員医療ケアチームの関与を示しており、こうした課題への個別支援強化を図る必要がある。その他、医療的ケア等に関しては、前年度からの気管切開を閉塞する支援や、排泄支援のあり方変更の画期的支援を引き続き取り組む。

東京都のGH施策に関しては、2019年1月に月額制補助が日額制となり、帰宅や入院率の高い重度障害者の多いGHほど収入が減る状況となった。これに対して4月から支援区分が重くユニット単位での人員配置が多いGH(職員1人当たり利用者4人の補助基準上限)を2段階で引き上げるとした(1:3、1:2)。この変更の影響を早急に把握し今後の重度障害者グループホーム開設に向けた取り組みに繋げて行きたい。

1 法人全体としての重点課題への取り組み

(1) 重度化対策

ア 待機者の重度化問題等について検証すると共に、支援の理論化、業務の見直しを図る

- ① 年度当初に東京都身体障害者施設協議会として東京都施設サービス支援課と利用調整をめぐる課題、施設の実情等について等話し合う
- ② 10月開催の身障協関プロ研修大会を成功させるとともに、「利用者の重度化と権利擁護」について課題の整理と今後について取り組む
- ③ 重度化問題は多摩療護園に限らず、療護系施設全体の問題であり、様々な工夫に学びながら施設現場での対応策を検討実践する

イ 医療的ケアや排泄支援の在り方を見直すと共に、終末期ケアの意思決定を支援する

- ① 前年度からの気切閉塞支援を継続するとともに、全国大会での発表を成功させる
- ② 排泄ケアの新方式について、実践・検証のサイクルを保ちながら挑戦する
- ③ 終末期延命治療の是非について意思確認が難しい方へのチーム支援を行う

(2) 新規事業への取り組み

ア 重度重複障害者のGH設立に関して

- ① PTを立ち上げ原則毎月会議を開催し、これまでの経緯、課題の整理、都・市等との協議やその他関係者と話し合い情報を共有する。
- ② その上で、想定されるGH開設に向けた行程表を作成する。
- ③ 家族とも基本的に毎月協議し、PTでの取り組みと歩調を合わせるよう調整する。
- ④ 近隣でのGH（検討状況によって生活介護を含む）立ち上げを視野に入れ、状況に応じ申請の準備に入れるようにする。

(3) 施設と地域の双方向の関係づくりを強化する

ア 地域公益活動と施設内活動を関連づける取り組みに

- ① 日野市社会福祉法人ネットワークを軸に地域公益活動での交流や活動に係わる
- ② 地域連携エンパワメント委員会や日中活動部門及び個別生活支援担当、場合によって利用者自治会、利用者個人が協力し合えるような体制づくりを意識的に生み出す
- ③ 施設の外に向かう方向と施設の中へ呼び込む方向とを同時並行的に取り組めるようアイデア、企画等を集め実施する

(4) 多角的な視点に立ったトータルな人材確保への取り組みを行う

ア 採用アプローチから当該職員が力量発揮するまでの体系づくりを考えて行く

- ① 人材確保は、採用アプローチから、採用、育成、定着、力量発揮までをイメージし、一貫した体系作りに向け今後本格的に検討して行く
- ② 人事採用に関する取り組みを重点に、年間を通じて計画を立て取り組む
- ③ 選ばれる事業体となるため、ホームページの募集欄等を充実させる
- ④ キャリアアップ制度の改善に努めながら、OJT、内外における研修等の在り方を改めて整理し充実させる

イ 適切な労務管理の中で処遇向上を図る

- ① 介護職員処遇改善加算の制度変更に対応し、配分方法について協議・決定する
- ② 園内の課題である雇用延長や育児支援に関する改革に着手する

(5) キャリアアップ制度の推進

ア 現行制度の改善と新たなキャリアパスの道筋を模索する

- ① 新人、中堅、ベテランと3段階の新たな個人チェックシートを導入し、職員個々の目標と役割を明確にしてモチベーションの維持・向上を図る。
- ② 各部署のバランスを取りながら、新たな職位と任用要件の有効性、賃金体系を含めたキャリアパスの道筋について検討して行く

(6) 権利擁護・虐待防止に向けた取り組みの強化

ア 利用者の障害の重度化に伴い、益々職員の権利擁護・虐待防止への意識を高めることが求められている

- ① 個室で一对一の介助が主となる中で他職員の介助方法を見る機会を作り、利用者との関係性を含めた専門的知識や技術に根拠づけられた「理想とされる支援」を模索していく
- ② 研修会では、講義と演習を組み合わせ、利用者と合同でより相手の立場で考えることや職員同士の気づきの共有により、人権意識の向上を図る
- ③ 虐待防止委員会による啓発活動とともに、障害者虐待防止チェックリストの集計・分析を基に改善を進めていく
- ④ オンブズパーソンや利用者自治会との定期的な意見交換を通じて、それぞれの視点から権利擁護・虐待防止の検証を行っていく

(7) 働き方改革への対応

ア 2019年4月から順次施行される働き方改革関連法に沿った規定類の整備と実質的対応を行う

- ① 時間外労働の上限規制、勤務間インターバル制度の導入、年5日の年次有給休暇の取得等、確実に取り組む
- ② 2020年4月から施行される、不合理な待遇差の解消のための規定整備と待遇差の内容・理由の説明義務の強化に対応するための準備を行う

2 障害者支援施設多摩療護園

(1) 施設入所支援・生活介護

ア 利用者の重度化対策

- ① 利用者のADLを主軸として生活全般に要する支援時間の総枠を示し、利用者と共に生活のあり方について検討しながらゆとりも意識した支援体制の再構築を図る
- ② 生活支援員、看護師及び医師との連携により、利用者の体調変化へタイムリーに対応できる体制を整備する

イ リスクマネジメント体制の継続と強化

- ① ひやりハット・インシデント・事故報告の範囲基準を精査し修正するとともに、事故報告書の改正を行う
- ② リスク案件の防止策については定期的に検証し、再発防止に繋げる
- ③ リスクの集計・分析等の報告は職員ミーティング、利用者・職員懇談会で行い、周知・啓発を行う

ウ 総合的利用者支援の追求

- ① 「意見交換会」、「介助検討会」、「支援検討会」等タイムリーな内容の園内学習会を引き続き実施する。
- ② 利用者の重度化対策と、職員が不足した状態での業務改善に着目した議論を掘り下げる

エ 利用者への適切な医療的支援と対応

- ① 利用者・家族からの延命および救命処置に関する意向の確認を実施し、各選択に対する事業者としてのリスクや課題への説明責任を十分に果たすとともに、支援体制の充実を図る
- ② 排泄ケア改革としてブリストルスケールの実践検証を行い、定着と利用者にとって最適でスムーズな排泄ケアを確立していく
- ③ 投薬・配薬ミス等をなくすための取り組みを強化する
- ④ 前年度からの気切閉塞支援を継続するとともに、全国身体障害者施設協議会研究大会での発表を行う

オ 高齢化・重度化する利用者の日中活動支援

- ① 利用者の高齢化・重度化に伴うADL支援の変化と連動し、専門職（PT・ST・OT）や地域福祉部等との連携を図りながら日中活動の再構築を行う
- ② 広く地域住民との関係づくり、ボランティアや外部資源とのコーディネートを積極的に行う
- ③ 年間行事の在り方については、次年度以降に向けて利用者と協議していく

カ 実習等学生の支援強化

- ① 実習受け入れの目的と意義を全職員で共有し、施設全体として実習等学生の支援強化に取り組む
- ② 養成校との関係性を深め、実習に限らず園内外の行事も含め利用者との関係性構築を追求する
- ③ 実習等学生と個別支援担当職員との関係をコーディネートしながら、利用者の要望等に対応しやすくする

(2) 各委員会活動

ア 防災委員会

- ・ 火災、大地震を想定した夜間含む防災訓練、救急対応、普通救命講習の実施

- ・ 消化機器含む防災設備等の点検、管理、取り扱い説明・全体への周知
- ・ 消防計画の更新、災害時の事業継続計画（BCP）についての検討

イ 安全衛生委員会

- ・ 職員の危険及び健康障害防止、安全及び衛生教育、快適な職場環境形成
- ・ 健康診断の実施と、健康の保持増進に関する啓蒙
- ・ 労働災害の原因調査及び再発防止対策の周知徹底

ウ リスクマネジメント委員会

- ・ ヒヤリハット・事故報告書の集計、分析、再発防止対策の検討
- ・ 事故防止のための職員及び利用者並びに関係者への啓蒙、教育、広報等

エ 食生活委員会

- ・ 安全でおいしい食事の提供に向けた、食事内容、食形態の見直し
- ・ 食中毒学習会、食札の更新、誕生日カード作成、食事環境の整備

オ 研修委員会

- ・ 施設内研修、外部研修及び職員派遣研修の企画・周知・実施
- ・ アンケートの実施及び集約、各種研修の情報提供

カ 生活用具委員会

- ・ 車いす・クッション等補装具全般の修理・作製に関わる対応
- ・ 吊り具、ナースコール点検

キ 地域連携・エンパワメント委員会

- ・ ピアカウンセリングと園内 ILP の継続的フォロー及び学習会の企画・実施
- ・ 相談支援事業、地域移行促進コーディネート事業と共同で地域との連携を図る

ク IT委員会

- ・ 園内ネットワークシステム及びPC管理
- ・ ホームページの管理及び適宜更新

(3) 短期入所事業の運営について

ア 確実な運営

3床体制本格稼働下での利用者の安全、事業の安定的運用を維持することを基本課題とする。空床型ショートステイについては、職員充足状況と施設運営状況を考慮し柔軟に取り組む。また、新規利用希望者を積極的に受け入れ地域のニーズに応える。

イ 業務の見直し・ショートステイ要望枠の現場への還元

3床体制移行に伴い入・退所対応、居室準備、ショート利用者の要望対応等が増加した。一方、入所者利用者の重度・病弱・高齢化のため、通院、見舞介助も急増している。こうしたことから、入所フォローや女性の退所準備を他の業務と兼務で行う、もしくは必要がなければ要望を入れない事を視野に入れて年度内に業務整理を行う。

ウ ショートステイ業務の工夫と現場理解促進

キャリアパス制度導入以降もショートステイ業務に対する現場職員の理解度は低い。こうしたことから、現場レベルで対応可能な事柄にも関わらずショートステイスタッフに判断を仰いでくるケースが後を絶たない。また、ショートステイの件はショートステイスタッフ任せという意識を持つ職員も少なくない。業務の見直しを行ない現場に要望枠の還元を実現するためには現場の助けも必要となる。このため現場スタッフのショートステイに対する理解度を上げる取組を行う。

(4) 地域福祉部事業計画

ア 基本課題

- ① 31年度の利用者増加及び目標値について
- ② 幅広い活動内容の提供について
- ③ 多様化する外出ニーズの企画立案について
- ④ 拡大する送迎ニーズへの対応について
- ⑤ 各種研修に向けた取り組みについて

イ 各方針

- ① 31年度の利用者数及び目標値について
 - ・利用予定者数の目標値を1日28名として利用調整を行う。
 - ・利用率は、前年実績と同程度(85%)として、各日毎に利用調整を行う。
- ② 幅広い活動内容の提供について
 - ・利用者の加齢等に伴う身体機能の変化や重症化等に留意し、新たな活動を追求する。
 - ・作業療法的視点からスイッチ操作を取り入れながら、他者(入所利用者等)との交流を促す。
- ③ 多様化する外出ニーズの企画立案について
 - ・園内行事、1日外出、半日外出等、利用者毎のニーズ調査を基に企画する。
 - ・和太鼓等の活動の成果を発揮出来る場にも参加する。また、他施設のプールを利用する等、地域を意識した企画を立案する。
- ④ 拡大する送迎ニーズへの対応について
 - ・既存の利用者の送迎時間を調整しながら、送迎希望者全員の送迎調整を追求する。

(日野市全域の加え、八王子市、多摩市、稲城市の一部からの計46名の利用登録があるが、数名の利用者が自主送迎の状況にある。自主送迎から送迎対象になることでご家族の負担軽減となり、結果として主目的であるサービスの質向上に繋がる。)

⑤ 各種研修に向けた取り組みについて

- ・園内外問わず、積極的且つ計画的に実施する。

(園内では、テーマを絞った勉強会を数ヶ月毎に企画する。同時に外部研修及び連絡会へ可能な限り参加する。また、権利擁護及び虐待防止の観点から、職員セルフチェックリスト等を定期的に活用し、質及び意識向上に繋がられるような職場環境を追求する。)

3 2019年度 地域生活相談室おあしす 事業計画

(1) 相談支援事業

ア 計画相談支援：指定特定相談支援

① 主たる対象

- ・知的障害者、身体障害者、障害児を主たる対象とする。
- ・同一法人内の施設入所支援の利用者については、対象としない。

但し、地域移行を目的に地域相談支援の利用契約を希望した利用者については、計画相談支援も対応する。

② 事業の展開

- ・契約利用者の増加により、本年度は新規登録(契約)は「原則停止」とする。

イ 障害児相談支援(障害児通所サービス利用援助)

① 主たる対象

- ・18歳未満の知的障害児、身体障害児を主たる対象とする。

② 事業の展開

- ・契約利用者の増加により、本年度は新規登録(契約)は「原則停止」とする。

ウ 地域相談支援(地域移行支援と地域定着支援)＝指定一般相談支援

① 主たる対象

- ・知的障害者、身体障害者、障害児を主たる対象とする。
- ・地域移行支援については、同一法人内の施設入所支援の利用者も対象とする。
- ・地域定着支援については、日野市、多摩市、八王子市、国立市で生活を開始される方を対象とする。

② 事業の展開

- ・「地域移行促進コーディネーター」業務との調整を図りながら事業執行を行う。

エ 基本相談支援

① 主たる対象者

- ・地域の知的障害、身体障害児・者及び施設入所者を対象とする。

② 事業の展開

- ・計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の利用者に対する基本相談支援に対応する。

オ サービスの質の確保・向上、地域連携・資源開発・ネットワーク

- ① 日野市地域自立支援協議会
 - ・相談支援部会委員を派遣する。
- ② 日野市計画相談支援・障害児相談支援の実施に係る連絡会
 - ・日野市障害福祉課の招集に応じて相談支援事業者連絡会に参加する。
- ③ 在宅療育支援地域連携会議
 - ・東京都重症心身障害児等在宅療育支援事業で実施する南多摩保健所管内在宅療育支援連携会議に参加する。
- ④ 近隣の特別支援学校
 - ・東京都立七生・八王子・八王子東特別支援学校、多摩桜の丘学園の4校の生徒・卒業生と繋がっており、家族、関係者と連携した相談支援を実践する。

カ サービスの質の確保・向上 苦情解決

- ・多摩療護園の苦情解決の仕組みを援用して対応する。(別紙「概要」書面あり)

キ サービスの質の確保・向上 研修

- ① 相談支援初任者研修・現任研修
 - ・5年毎の現任研修を4年毎(2020年予定)に受講することで相談支援の動向、支援技術などを学ぶ機会を増やす。また都の受講申請に漏れ資格失効しないようにする。
- ② その他の研修・研鑽
 - ・相談支援に係る支援技能の向上を目的に研修への参加を積極的にすすめる。

ク 運営体制

- ① 運営体制
 - ・会計・経理、勤怠管理、安全衛生、防災、苦情解決、サイボウズ等は従前通り多摩療護園の一部として取り扱う。
 - ・法人内の意思決定及び連絡調整のため、管理者(おあしす室長)は、法人リーダー会議に出席する。
- ② 人員体制
 - ・常勤2名の体制を基本として事業の執行にあたる。
 - ・うち1名は、管理者、相談支援専門員と地域移行促進コーディネーターを兼務する。
 - ・常勤2名で、主に身体障がいの方担当、主に知的障がいの方を担当を分担する。
 - ・多摩療護園生活部と連携協力した月1回程度の業務連携を行うなか、相談支援初任者研修を受講した地域連携エンパワメント委員を次なる相談支援専門員とすべく人材育成を図る。

(2) 東京都地域移行促進コーディネート事業

ア 事業の展開

都内外19施設の地域移行を促進することを目的に東京都の委託を受け6年目の事業となる。利用者の意向調査、各施設の取組などの情報共有、個別面談・相談、学習会開催、市区町村や担当施設、相談支援事業所と連携するなかで地域移行に係る支援、啓発を実践している。

イ 当園での取り組み

- ① 地域連携エンパワメント委員会の活動、運営、人材育成を含めた組織強化を同委員を兼務して取り組む。
- ② ピアカウンセラー、ピアサポーターらと連携してエンパワメント向上を目的としたピアサポート活動の実践を図る。
- ③ 都内の地域移行事例、フォーマルインフォーマルな社会資源の情報収集を図り、地域移行希望者のニーズと繋げる。

ウ 担当施設、受託施設、新規開拓・受入促進員との連携

- ① ブロック会議の開催
- ② 各施設の地域移行に関わる取組、実績状況を定期的に確認して情報共有を図る。
- ③ 意向調査や啓発活動を通じて担当施設または利用者・家族から要請があった場合、訪問面談を行い関係者と必要な調整を図る。